

1 審査会の結論

四日市市消防長（以下「実施機関」という。）が、平成28年10月17日付け四消本消第687号で行った行政情報部分開示決定は妥当ではなく、行政情報部分開示決定において不開示とした部分のうち、不開示相当と判断した部分を除き、別紙のとおり開示すべきである。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人（以下「請求人」という。）が四日市市情報公開条例（平成12年四日市市条例第63号。以下「条例」という。）に基づいて平成28年10月5日付けで行った行政情報開示請求に対し、実施機関が平成28年10月17日付けで行った行政情報部分開示決定について、これを取り消し、個人が特定できる部分以外を開示した行政情報部分開示決定を求めるものである。

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 開示されている質問から被聴取者の回答を推認すると、その回答には、条例第7条第2項第2号に規定する情報には該当しない部分があると考えられる。
- (2) 同様に、その回答には、条例第7条第2項第6号に規定する情報には該当しない部分があると考えられる。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書、口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 被聴取者の氏名、住所、生年月日等の個人の識別情報及び関係者の火災当時の行動等の供述内容について

被聴取者の氏名、住所、生年月日等の個人の識別情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2項

第2号に該当する。また、関係者の火災当時の行動等の供述内容は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例第7条第2項第2号に該当する。

- (2) 質問調書における被聴取者の回答（4(1)に該当する情報も含む）について
回答内容等を開示すると今後の火災調査を行う上で、情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、ひいては火災の原因究明に著しい支障をきたすことになる情報といえるため、条例第7条第2項第6号に該当する。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を尊重し、行政情報の開示を請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政を実現するというものである。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、情報公開の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(2) 条例第7条第2項各号該当性についての判断指針

当審査会では、過去に火災調査に係る質問調書を対象とする開示請求事案について審議しており、平成15年12月19日付けの答申（以下「平成15年答申」という）においてその結論を示しているところである。

平成15年答申では、個人に関する情報等に該当するものとして「被聴取者の住所、氏名、年齢、生年月日、家族構成等の個人識別情報、個人の財産に関する情報、個人の行動に関する情報及び火災原因に関する情報」という4つの分類を示し、これらの情報について開示しない旨の判断をしている。

当審査会は、火災調査に係る質問調書における個人情報該当性に関し、平成15年答申の示した指針は、今日においても妥当なものであると考えており、本件事案においても、かかる指針を参考にしつつ、本件事案の特殊性にも配慮し、開示の可否を判断する。

(3) 条例第7条第2項第2号該当性について

ア まず、平成15年答申が個人に関する情報に該当すると判断した4つの分類

のうち、「被聴取者の住所、氏名、年齢、生年月日、家族構成等の個人識別情報」及び「個人の行動に関する情報」については、本件事案においても問題なく個人情報該当性を認めることができる。なお、個人として事業を営んでいる旨等を述べた部分については、他の情報と組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができるものであるときは、個人識別情報に当たるものと考えられる。また、被聴取者の主観的認識は、行動と密接に結びついているため、被聴取者の主観的認識が記述された部分については「個人の行動に関する情報」に含めて分類するのが相当である。

したがって、本件事案に係る質問調書のうち、①被聴取者の住所、氏名、年齢、生年月日、家族構成等の個人識別情報及び②個人の行動に関する情報については、条例第7条第2項第2号により、開示しないことが相当である。

イ 次に、「個人の財産に関する情報」について、当審査会では、本件事案において「個人の財産に関する情報」として分類すべき部分は存在しないと判断した。

これは、平成15年答申が個人住宅の火災に係る質問調書を対象としていたのに対し、本件は店舗が連なる建築物の火災に係る質問調書が対象となっていることから、本件事案については、建物、動産等の財産に関する記述は、いずれも「個人の財産に関する情報」ではなく、「法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」（条例第7条第2項第3号）に分類されるべきと判断したためである。

ウ 最後に、「火災原因に関する情報」については、平成15年答申とは異なり、本件事案においては、「火災の原因に関する情報」であるというだけで、条例第7条第2項第2号に該当するとはいえないと判断した。個人住宅の火災であれば、その原因は当該個人の情報と評価することも可能であるが、本件事案は、店舗の火災であるから、その原因は一義的には店舗経営者の情報、すなわち「法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」（条例第7条第2項第3号）に分類されるべきだからである。

もっとも、火災原因に関する記述ではあっても、当該内容が、個人の主観的認識や行動に関するものである場合には、当該部分については、個人に関する情報として、条例第7条第2項第2号により、開示しないことが相当である。

(4) 条例第7条第2項第3号該当性について

前述のとおり、本件事案においては、「法人に関する情報又は事業を営む個人

の当該事業に関する情報」に分類されるべき部分が複数存在するが、条例第7条第2項第3号は、それらの情報のうち、「当該法人等又は当該個人の事業上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」に限り、開示しないことを認めている。

したがって、当審査会が「法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」に分類されると判断した部分については、事業上の信用に関する情報その他当審査会が、「事業上の地位その他正当な利益を害する」と判断した部分を除き、開示すべきである。

(5) 条例第7条第2項第6号該当性について

ア 条例第7条第2項第6号は「公にすることにより、・・・その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するものは開示しないことができると規定している。もっとも、原則として開示すべき行政情報について、事務又は事業の適正な遂行のため例外的に不開示にするものであることからすると、「支障」の程度については、抽象的、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要である。

イ この点について、実施機関は、供述内容等を開示すると今後の火災調査を行う上で、情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となる等の理由から、被聴取者の供述内容等を一律に不開示としている。しかし、実施機関が想定する支障は、抽象的、名目的なものに過ぎず、個別具体的に内容を検討することなく一律に不開示とした実施機関の判断は、当審査会として容認できるものではない。

ウ ここで、一般論として質問調書の記載に条例第7条第2項第6号に該当する情報が存在する可能性は否定できない。しかし、当審査会において本件の質問調書の質問及び回答の内容を検討したところ、事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる部分は存在しなかった。

(6) よって、本件調書の記載について、条例第7条第2項第6号を根拠に不開示とすることは相当ではなく、実施機関が同号を根拠に不開示とした部分については、当審査会が同項第2号又は第3号に該当すると判断した部分を除き、開示すべきである。

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 1月23日	・ 諮問書受理
平成29年 3月 2日	・ 実施機関の口頭による意見陳述及び審議 (平成28年度第3回審査会合議体)
平成29年 4月14日	・ 審査請求人の口頭による意見陳述及び審議 (平成29年度第1回審査会合議体)
平成29年 5月16日	・ 審議 (平成29年度第2回審査会合議体)
平成29年 6月16日	・ 審議 (平成29年度第3回審査会合議体)
平成29年 7月19日	・ 答申

経緯 (参考)

平成28年10月 5日 行政情報開示請求
 平成28年10月17日 行政情報部分開示決定
 平成28年12月 8日 審査請求
 平成28年12月26日 弁明書

別紙

開示すべき部分

文書名	開示すべき部分
<p>質問調書</p> <p>平成28年8月13日 10時00分開始にか かるもの</p>	<p>1枚目の問答の記載のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9行目2文字目から10行目の25文字目まで、同行30文字目から39文字目まで、11行目10文字目から同行の最後まで ・ 13行目2文字目から23文字目まで <p>2枚目のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3行目2文字目から9文字目まで、同行14文字目から31文字目まで ・ 6行目2文字目から7行目の11文字目まで、8行目19文字目から9行目の最後まで ・ 11行目2文字目から12行目の最後まで ・ 14行目2文字目から同行の最後まで ・ 25行目9文字目から同行の最後まで ・ 27行目13文字目から同行の最後まで ・ 29行目11文字目から同行の最後まで <p>3枚目のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4行目2文字目から22文字目まで ・ 5行目の全て
<p>質問調書</p> <p>平成28年8月13日 15時30分開始にか かるもの</p>	<p>1枚目の問答の記載のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9行目2文字目から10文字目まで、同行15文字目から22文字目まで、10行目2文字目から同行の最後まで ・ 12行目2文字目から18文字目まで <p>2枚目のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4行目2文字目から5行目10文字目まで ・ 8行目2文字目から9行目の最後まで ・ 11行目2文字目から同行の最後まで ・ 28行目2文字目から同行の最後まで

	<p>3枚目のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2行目 2文字目から同行の最後まで ・ 3行目の全て
<p>質問調書</p> <p>平成28年8月13日 12時00分開始にか かるもの</p>	<p>1枚目の問答の記載のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5行目 16文字目から7行目の最後まで ・ 9行目 3文字目から11文字目まで <p>2枚目のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2行目 3文字目から同行の最後まで ・ 6行目 3文字目から同行の最後まで ・ 9行目の全て
<p>質問調書</p> <p>平成28年8月13日 15時00分開始にか かるもの</p>	<p>1枚目の問答の記載のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7行目 26文字目から8行目 13文字目まで、同行20文字目から9行目 14文字目まで、同行29文字目から同行の最後まで ・ 11行目 2文字目から30文字目まで、同行35文字目から40文字目まで、12行目 12文字目から13行目の最後まで <p>2枚目のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2行目 2文字目から3行目の最後まで ・ 9行目 2文字目から同行の最後まで ・ 13行目 30文字目から34文字目まで、同行37文字目から15行目の最後まで ・ 17行目 2文字目から同行の最後まで ・ 19行目 2文字目から同行の最後まで ・ 21行目 2文字目から22行目の最後まで ・ 27行目 2文字目から同行の最後まで <p>3枚目のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3行目 2文字目から同行の最後まで ・ 4行目の全て
<p>質問調書</p> <p>平成28年8月21日</p>	<p>録取場所の記載のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目 23文字目から2行目の最後まで

<p>20時00分開始にか かるもの</p>	<p>2枚目のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 14行目の全て <p>出火室配置図に記載された情報のうち、被聴取者の行動、主観的認識を示す情報を除いたもの</p>
<p>質問調書</p> <p>平成28年8月13日 11時00分開始にか かるもの</p>	<p>1枚目の問答の記載のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11行目2文字目から37文字目まで <p>2枚目のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7行目2文字目から8行目の最後まで ・ 10行目2文字目から12行目2文字目まで ・ 15行目2文字目から31文字目まで ・ 18行目2文字目から同行の最後まで <p>3枚目のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 17行目2文字目から20文字目まで ・ 19行目6文字目から同行の最後まで ・ 23行目2文字目から同行の最後まで ・ 29行目の全て
<p>質問調書</p> <p>平成28年8月13日 14時00分開始にか かるもの</p>	<p>1枚目の問答の記載のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8行目17文字目から21文字目まで、同行28文字目から同行の最後まで ・ 10行目2文字目から11行目32文字目まで <p>2枚目のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目2文字目から7文字目まで、同行21文字目から2行目の最後まで ・ 4行目2文字目から5行目の最後まで <p>3枚目のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2行目2文字目から6文字目まで、同行16文字目から同行の最後まで ・ 4行目2文字目から同行の最後まで ・ 10行目2文字目から11行目の最後まで ・ 13行目2文字目から同行の最後まで ・ 15行目2文字目から16行目の最後まで

	<ul style="list-style-type: none">・ 18行目10文字目から27文字目まで、同行38文字目から19行目の最後まで・ 23行目2文字目から40文字目まで、25行目27文字目から32文字目まで、同行37文字目から26行目の最後まで <p>4枚目のうち</p> <ul style="list-style-type: none">・ 4行目2文字目から同行の最後まで・ 12行目2文字目から同行の最後まで・ 14行目2文字目から同行の最後まで・ 15行目の全て
--	--